

## 水循環基本法（日本）平成二十六年法律第十六号

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきた。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

2 この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

#### （基本理念）

第三条 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水循環に関する施策(地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

#### (国民の責務)

第七条 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

#### (施策の基本方針)

第九条 水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(水の日)

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

2 水の日は、八月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた水循環に関する施策に関する報告を提出しなければならない。

## 第二章 水循環基本計画

第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画(以下「水循環基本計画」という。)を定めなければならない。

2 水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水循環に関する施策についての基本的な方針

二 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第三章 基本的施策

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

(流域連携の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地下水の適正な保全及び利用)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健全な水循環に関する教育の推進等)

第十七条 国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(水循環施策の策定に必要な調査の実施)

第十九条 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査

の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十一条 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四章 水循環政策本部

(設置)

第二十二条 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十四条 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもって組織する。

(水循環政策本部長)

第二十五条 本部の長は、水循環政策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(水循環政策副本部長)

第二十六条 本部に、水循環政策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び

水循環政策担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(水循環政策本部員)

第二十七条 本部に、水循環政策本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 水管理基本法（韓国）（仮訳）

法律第 15653 号(2018 年 6 月 12 日)

法律第 17326 号(2020 年 5 月 26 日)により改正

法律第 17841 号(2021 年 1 月 5 日)

### 第一章 総則

#### 第 1 条(目的)

この法律は、水管理の基本理念及び水管理政策の基本方向を示すとともに、水管理に関し必要な基本的事項を定めることにより、水の安定的な確保、水環境の保全及び管理、並びに干ばつ、洪水等による災害の防止を図り、もって持続可能な水循環システムを確立し、もって国民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

#### 第 2 条(基本理念)

地球の水循環システムを通じて得られる公共資源である水を、すべての人、動物、植物その他の生物が合理的に利用し、水資源の誤用や乱用なく、水管理における水の効用を最大限に高め、自然環境と社会経済生活の調和を図りつつ、持続可能な形で水の利用と保全を図り、水の価値を将来にわたって維持することを基本理念とする。<2020 年 5 月 26 日改正>

#### 第 3 条(定義)

この法律において使用する用語は、次のとおり定義する。

1. 「水循環」とは、降水が地表水及び地下水となって河川、湖沼、沼地、海域等に流入する水の継続的な循環、又は貯留された水が蒸発して再び降水となる過程をいう。
2. 「水管理」とは、自然環境の構成要素として、また社会経済活動の不可欠な要素及び資源として、すべての人々及び生物が水を保全し、経済的に利用し、干ばつや洪水による災害を軽減し、又は防止するための活動をいう。
3. 「水資源」とは、人間の生活、経済活動、自然環境等の維持のために利用可能な資源としての水をいう。
4. 「流域」とは、河川等が合流し、流域を境とする特定の地域をいう。

#### 第 4 条(水利用の権利と義務)

- (1) 何人も、安定的に供給され、その水質が利用目的に適合した水を使用する権利、干ばつ、洪水等の災害から安全に保護される権利、並びに健全で快適な水環境の中で生活を享受する権利を有する。
- (2) 何人も、持続可能な水循環システムの構築に努め、国及び地方公共団体の水管理に関する施策に協力しなければならない。

#### 第5条(国及び地方公共団体の責務)

- (1) 国は、水管理の基本理念にのっとり、持続可能な水管理システムを確立し、国民生活の質の向上に必要な総合的な計画を策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 地方公共団体は、国の水管理政策及びその区域の地域特性に応じた適切な計画を策定する責務を有する。

#### 第6条(事業者の義務)

- (1) 事業者は、事業活動の全般にわたり、水を適切に使用し、健全な水環境及び正常な水循環に悪影響を及ぼさないように努めなければならない。
- (2) 事業者は、国又は地方公共団体が実施する水管理政策に積極的に参加し、協力しなければならない。

#### 第7条(他の法律との関係)

- (1) 水管理に関する他の法律は、この法律に準じて制定し、又は改正する。
- (2) 他の法律に別段の定めがある場合を除き、この法律は、水管理に適用する。

### 第二章 水管理の基本原則

#### 第8条(水の公共性)

水は、公益を害さず、国の水管理政策に支障をきたさず、かつ、水環境への影響が最小限となる範囲内で利用されなければならない。

#### 第9条(健全な水循環)

国及び地方公共団体は、水が地球上の生命を支え、循環し、人々の生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、生態系及び人間の活動の維持のための水が正常な機能を継続的に発揮できるよう確保しなければならない。

#### 第10条(水圏生態系の保全)

国及び地方公共団体は、水管理に関する施策の策定及び実施に当たっては、水が生命の生息地としての機能及び価値を有することに鑑み、水圏生態系の健全性が損なわれている場合には、水圏生態系の改善又は再生等の措置を講ずることにより、持続可能な水圏生態系の保全に努めなければならない。

#### 第11条(流域管理)

水は、その持続可能な開発、利用及び保全を促進し、干ばつ、洪水等による災害を防止するため、

流域単位で管理されるものとする。ただし、流域間の水管理は、調和のとれた均衡のとれた方法で推進されるものとする。

#### 第 12 条(総合的な水管理)

(1) 国及び地方公共団体は、表流水、地下水など、水循環過程におけるあらゆる形態の水の均衡が保たれるよう、水管理を行わなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、水に関する政策を策定し、及び実施するにあたり、水循環全体を考慮に入れなければならない。

(3) 国及び地方公共団体は、水を管理するにあたり、水量の確保、水質の保全、干ばつ、洪水等による災害の防止、気候、土地、資源、環境、植生等の自然環境への配慮を総合的に図らなければならない。及び経済社会等への影響<2020年5月26日改正>

#### 第 13 条(連携及び協調的な管理)

国及び地方公共団体は、水管理に関する施策を実施するに当たっては、流域全体を視野に入れ、当該流域における水管理の状況の変化が他の地域の健全な水循環に悪影響を及ぼさないよう、流域間及び地域間の連携を促進するものとする。

#### 第 14 条(水の配分)

国及び地方公共団体は、国民が水の恩恵を享受できるよう、合理的かつ公平に水を配分しなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、動植物を含む健全な生態系の確保の観点からも、水の配分に配慮しなければならない。

#### 第 15 条(水需要の管理)

(1) 国及び地方公共団体は、水資源の開発及び供給に関する計画を策定するに当たっては、その策定に先立ち、節水及び漏水の削減に努めることにより、水需要を適切に管理する必要があることに留意しなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、水資源の逼迫又は干ばつ若しくは洪水による災害に備えるため、降水の管理及び利用、下水の再利用、塩水の淡水化その他の措置により代替水資源の開発に努めるとともに、災害の防止のための技術開発を積極的に推進しなければならない。

#### 第 16 条(水の使用の許可等)

水を使用しようとする者は、関係法令の定めるところにより、許可等を受けなければならない。

#### 第 17 条(費用負担)

(1) 水使用者は、水の管理に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。ただし、この法律又は他の法律で特別の事情が定められている場合は、この限りでない。

(2) 水の管理に支障を及ぼす者は、支障の防止又は復旧等水の管理に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(3) 第1項及び第2項に規定する費用の負担、管理等については、関係法令の規定を適用し、その費用に充てるために受領した資金は、水管理のために用いられる。

#### 第 18 条(気候変動への対応)

国及び地方公共団体は、気候変動による水管理上の脆弱性を最小限にとどめるとともに、水循環の回復等を通じて気候変動に積極的に対応するための水管理施策を整備しなければならない。

#### 第 19 条(水管理政策への参加)

水管理政策の決定は、国及び地方公共団体の職員、水利用者、地域住民、関係専門家等の利害関係者の幅広い参加及びこれらの利害関係者間の合意に基づいて行われなければならない。

### 第三章 水管理委員会

#### 第 20 条(国家水管理委員会及び流域水管理委員会の設置)

(1) 大統領の管轄の下に国家水管理委員会を設置し、その下に流域別の流域水管理委員会を設置し、水管理に関する重要事項を審議し、決定する。

(2) 流域水管理委員会の名称、所在地及び管轄範囲は、大統領令で定める。

#### 第 21 条(国家水管理委員会の構成)

(1) 国家水管理委員会は、委員長 2 名を含む 30 名以上 50 名以下の委員で構成する。

(2) 国家水管理委員会の委員長は、國務総理及び (3)3(a)又は(b)に規定する者の中から大統領が任命する。

(3) 次に掲げる者は、国家水管理委員会の委員となることができる。この場合において、委員会の委員総数の過半数は、公務員以外の者で構成する。

1. 経済財政部長官、行政安全部長官、農林畜産食品部長官、産業通商資源部長官、環境部長官、国土交通部長官、海洋水産部長官、國務調整室長、各流域水管理委員会委員長及び大統領令で定めるその他の公務員。

2. 公共機関の運営に関する法律に規定する公共機関の長であつて大統領令で定める者。

3. 次に掲げる者のうち、大統領が委嘱する者。

(a) 大学又は認可を受けた研究機関において、水管理分野において准教授以上の職位又はこれと同等の職位に 10 年以上在職した者。

(b) 水に関連する団体又は機関に 10 年以上勤務した者。

(c) 裁判官、検察官又は弁護士として 10 年以上の在職歴を有する者

(d) その他、水管理分野に関し深い学識と経験を有し、社会的に尊敬されている者

(4) 委員長が兩名ともやむを得ない事由により職務を遂行できない場合には、委員長である国務総理があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(5) この法律に別段の定めがある場合を除き、国家水管理委員会の構成等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 22 条(国家水管理委員会の職務)

国家水管理委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

1. 第 27 条の規定による国家水管理基本計画の策定及び改正
2. 第 29 条の規定による総合流域水管理計画が当該国家水管理基本計画に適合しているかどうかの判断
3. 水系別の流域範囲の指定
4. 適切な水配分のための流域間の水の移動。
5. 関係中央行政機関が提出した水管理関連計画が、関連する国土水管理基本計画に適合しているかどうか。
6. 第 32 条の規定に基づく、次に掲げる水紛争の調停：
  - (a) 中央行政機関又は都道府県が当事者となっている水紛争。
  - (b) 2 以上の流域に係る水紛争。
  - (c) 大統領令で定めるその他の水紛争。
7. 国土水管理基本計画及び水管理全般に関する実施状況の評価。
8. 水管理に関し、委員長が国土水管理委員会に付託した事項。
9. この法律又は他の法律に基づき国土水管理委員会が審議し決定するその他の事項。

#### 第 23 条(流域水管理委員会の構成)

- (1) 流域水管理委員会は、委員長 2 名を含む 30 名以上 50 名以下の委員で構成する。
- (2) 流域水管理委員会の委員長は、環境部長官及び(3) 3(a)又は(b)に規定する者のうちから国家水管理委員会委員長の共同推薦により大統領が任命する者が務める。
- (3) 次に掲げる者は、流域水管理委員会の委員となることができる。この場合において、委員会の委員総数の過半数は、公務員以外の者で構成しなければならない。
  1. 当該流域を管轄する市・道知事及び大統領令で定める公務員であつて水管理に関する経験を有する者。
  2. 公共機関の管理に関する法律に規定する公共機関の長が推薦する役員又は職員のうち、大統領令で定める者 1 名。
  3. 当該流域を管轄する市長・道知事の推薦に基づき、国家水管理委員会委員長が共同で委嘱する者で、次に掲げる者から構成される。
    - (a) 大学又は認可された研究機関において、水管理分野における准教授以上の地位、又はこれと同等の地位に 10 年以上在籍した者。

- (b) 水関連団体又は機関に 10 年以上勤務した者。
- (c) 裁判官、検察官又は弁護士として 10 年以上勤務した者。
- (d) 当該流域の地域住民であり、水管理分野において豊富な経験を有し、社会的に高い評価を受けている者。
- (4) 委員長が兩名ともやむを得ない理由により職務を遂行できない場合は、委員長である環境部長官があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。
- (5) この法律に別段の定めがある場合を除き、流域水管理委員会の構成等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 24 条(流域水管理委員会の職務)

流域水管理委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

1. 第 28 条の規定による流域水管理総合計画の策定及び変更。
2. 第 30 条の規定により地方公共団体の長が提出した流域内水に関する計画が当該流域計画に適合しているかどうか。
3. 適切な水配分のための当該流域内における水の移動。
4. 第 32 条の規定による当該流域内における水利紛争の調停(第 22 条第 6 号に規定する事項を除く。)
5. 当該流域内の水管理に関し、委員長が流域水管理委員会に諮問した事項。
6. この法律又は他の法律に基づき流域水管理委員会が審議し決定するその他の事項

#### 第 25 条(委員の任期)

- (1) 国家水管理委員会及び各流域水管理委員会(以下「水管理委員会」という。)の委員のうち、第 21 条第 3 項第 3 号又は第 23 条第 3 項第 3 号に規定する委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は 1 回に限る。
- (2) 各水管理委員会には、書記 1 名を置く。書記は、第 21 条第 3 項第 3 号又は第 23 条第 3 項第 3 号に規定する者のうちから、委員長の協議により指名する。

#### 第 26 条(水管理委員会の会議)

- (1) 各水管理委員会の委員長は、委員会の会議を招集し、議長を務める。
- (2) 各水管理委員会の会議は、定例会議と臨時会議に区分され、臨時会議は、委員長が必要と認めた場合、または現職委員の 4 分の 1 以上の要請があった場合に、委員長が招集する。
- (3) 各委員会の会議は、現職委員の過半数の出席をもって開会し、議決は出席委員の過半数の同意をもって行う。ただし、大統領令で定める場合には、委員会は書面をもって審議及び議決を行うことができる。
- (4) 委員会の効率的な運営のため、各水管理委員会に小委員会を設置することができる。
- (5) 国家水管理委員会に事務局を設置する。

(6) 水管理委員会の運営、小委員会の構成及び運営、事務局の組織その他必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第四章 国土水管理基本計画

##### 第 27 条(国土水管理基本計画の策定)

(1) 環境部長官は、10 年ごとに、関係中央行政機関の長及び流域水管理委員会の委員長との協議並びに国土水管理委員会の審議を経て、次に掲げる事項を含む国土水管理基本計画(以下「国土計画」という。)を策定しなければならない。

1. 国土水管理政策の基本目標及び方向性の設定
2. 国土水管理政策の実績並びに水管理状況の変化及び見通しの評価
3. 水環境の保全、管理及び再生
4. 水の供給、利用及び分配、水資源の開発及び保全並びに中長期的な需給見通しの提供
5. 干ばつ、洪水等による災害の軽減及び予防
6. 気候変動に対する水管理の脆弱性への対応策
7. 水紛争の調停及び水資源の利用に関する合理的な費用負担の原則及び基準
8. 水管理予算の中長期投資の方向性の設定
9. 水産業の育成と競争力強化
10. 総合流域水管理計画に関する基本方針
11. その他、持続可能な水管理に関して大統領令で定める事項

(2) 環境部長官は、国家計画の策定日から 5 年ごとにその適切性について検討し、その結果に基づき計画を修正しなければならない。この場合において、環境部長官は、当該計画を国家水管理委員会に提出し、審議を求めなければならない。

(3) 関係中央行政機関の長は、大統領令で定める水管理関連計画を当該国家計画に適合するよう策定し、又は変更しなければならない。関係中央行政機関の長は、水管理関連計画を策定し、又は変更しようとするときは、国家水管理委員会に提出し、当該計画が国家計画に適合しているかどうかの審議を受けなければならない。ただし、国家水管理委員会は、関係中央行政機関の長が策定した水管理関連計画のうち流域に関する事項については、関係流域水管理委員会に審議させることができる。

(4) 国家水管理委員会は、関係中央行政機関の長が策定した水管理関連計画が当該国家計画に適合しているかどうかを審議し、必要があるときは、計画の調整を求めることができる。この場合において、当該調整の要求を受けた関係中央行政機関の長は、特別の事情がない限り、その要求に応じなければならない。

(5) 第1項の規定による国家計画の策定手続き等は、大統領令で定める。

##### 第 28 条(総合流域水管理計画の策定)

(1) 流域水管理委員会の委員長は、第 27 条第 1 項の規定に基づいて策定された国の計画を踏まえ、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長との協議並びに国水管理委員会及び流域水管理委員会の審議を経て、10 年ごとに、次に掲げる事項を含む総合流域水管理計画(以下「流域計画」という。)を策定する。

1. 流域の水に関する状況の推移及び見通し
2. 流域水資源の開発、保全及び多様化並びに水の供給、利用及び配水
3. 流域における干ばつ、洪水等による災害の軽減及び予防
4. 流域の水環境の保全、管理及び再生
5. 気候変動に対する流域水管理の脆弱性への対応策
6. 流域水管理にかかる費用の見積り及び資金調達策
7. 地域住民を含む利害関係者の参加並びに水耕栽培の推進
8. その他、流域における持続可能な水管理のために大統領令で定める事項

(2) 流域水管理委員会の委員長は、流域計画の策定日から 5 年ごとに、流域計画の妥当性について検討し、その結果を流域計画に反映させなければならない。

(3) 第 1 項の規定による流域計画の策定手続き等は、大統領令で定める。

#### 第 29 条(流域計画の審議及び調整)

(1) 国立水管理委員会は、流域水管理委員会委員長から提出された流域計画が当該国立計画に適合しているかどうかを審議し、必要に応じ、当該流域水管理委員会に対し、流域計画の調整を求めることができる。

(2) 流域水管理委員会委員長は、第 1 項の規定による流域計画の調整の要請を受けた場合、特段の事情がない限り、これに応じなければならない。

#### 第 30 条(流域計画の適用)

(1) 地方自治体の長は、当該流域計画に適合して、大統領令で定める水管理に関する計画を策定し、又は変更しなければならない。地方自治体の長は、水管理に関する計画を策定し、又は変更しようとするときは、当該計画が流域計画に適合しているかどうかについて、当該流域水管理委員会に審議を求めるため、当該計画を提出しなければならない。

2 流域水管理委員会は、地方公共団体の長から提出された水管理に関する計画が当該流域計画に適合しているかどうかを審議し、必要があるときは、地方公共団体の長に対し、その計画の調整を求めることができる。この場合において、その求めを受けた地方公共団体の長は、特別の事情がない限り、その求めに応じなければならない。

3 流域水管理委員会は、第二十七条第三項ただし書の規定により関係中央行政機関の長が作成した水管理に関する計画について審議した結果、当該計画が当該流域計画に適合していないと認めるときは、関係中央行政機関の長に対し、その計画の調整を求めることができる。この場合において、その求めを受けた関係中央行政機関の長は、特別の事情がない限り、その求めに応じ

なければならない。

#### 第 31 条 (公聴会の開催)

(1) 水管理委員会委員長は、国土計画又は流域計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ公聴会を開催し、一般国民、地域住民、関係専門家等の意見を聴取し、公聴会において述べられた意見が相当であると認められるときは、これを国土計画又は流域計画に反映させなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、公聴会を省略することができる。

(2) 第 1 項の規定による公聴会等の開催に関し必要な事項は、大統領令で定める。

### 第 5 章 水紛争の調停

#### 第 32 条 (水紛争の調停)

(1) 水資源の開発、利用、管理等に関する意見の相違により紛争(以下「水紛争」という。)が生じた場合、利害関係人(以下「当事者」という。)は、他の法律の規定にかかわらず、大統領令で定めるところにより、関係水管理委員会に対し、当該水紛争の調停を申請することができる。 <2020 年 5 月 26 日改正>

(2) 当事者が水紛争の調停を申請する場合、当該紛争が第 22 条第 6 号に規定する事項に係るものであるときは国家水管理委員会に、第 24 条第 4 号に規定する事項に係るものであるときは関係流域水管理委員会に申請しなければならない。 <2020 年 5 月 26 日改正>

(3) 当事者からの申請がない場合であっても、水紛争が公共の利益に重大な損害をもたらす場合には、大統領令で定めるところにより、水管理委員会は職権で調停手続きを開始することができる。 <※2020 年 5 月 26 日改正>

(4) 関係水管理委員会は、第 1 項の規定による調停の申請を受理したときは、遅滞なく、相手方に対し当該申請の内容を通知しなければならない。

(5) 第 3 項の規定により水紛争の調停を行う場合には、関係水管理委員会は、あらかじめ、当事者に対し、調停の趣旨を通知しなければならない。

(6) 水管理委員会は、水紛争の性質上調停を行うことが相当でないと認めるとき、又は調停の申立てが不当な目的によるものであると認めるときは、当該水紛争の調停を行わないことができる。この場合においては、調停を行わない理由等を当事者に対し通知しなければならない。

(7) 第 1 項の規定により水紛争の調停の申立てがあったとき、又は第 3 項の規定により職権で調停手続きを開始したときは、関係水管理委員会は、当事者に対し、水紛争の内容を示し、調停に先立ち、合意に至るよう勧告することができる。

#### 第 33 条 (調停の処理)

(1) 関係水管理委員会は、第三十二条第一項の規定による調停の申立ての受理後九十日(同条

第五項の場合にあつては、当事者に対し調停の趣旨の通知を受けた日をいう。)以内に、水紛争事件について審議し、調停案を作成し、遅滞なく当事者に対し当該調停案を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、水管理委員会の議決により、その期間を六十日以内で延長することができるものとし、延長の理由がある場合には、その理由を当事者に対し通知しなければならない。

(2) 当事者のいずれかが訴訟を提起したときは、水管理委員会は、紛争調停を中断し、その旨を当事者に通知しなければならない。

(3) 第十一項の規定により調停案の通知を受けた当事者は、その受理後三十日以内に、当該調停案を受諾するか否かを関係水管理委員会に対し通知しなければならない。この場合において、当事者が30日以内にその意思を表示しないときは、当該調停案を受諾したものとみなす。

(4) 当事者が調停案を受諾したときは、水管理委員会は、直ちに調停報告書を作成し、水管理委員会委員長及び当事者は、調停報告書に記名又は署名押印しなければならない。ただし、第3項後段の規定により当事者が調停案を受諾したものとみなされる場合には、当事者は、当該報告書に記名又は署名押印することができない。

(5) 水紛争の調停の方法及び手続、調停事務の処理、調停委員の資格剥奪、異議申立て及び参加拒否その他必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第34条(資料の提出要求)

(1) 関係水管理委員会は、第三十二条第一項の規定による調停の申立てを受理したとき、又は同条第三項の規定による職権による調停手続の開始に当たっては、当事者に対し、水紛争の調停に必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、当事者は、特段の事情がない限り、当該求めに応じなければならない。

(2) 関係水管理委員会は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人を委員会の会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(3) 関係水管理委員会は、水紛争の調停を行うために必要があると認めるときは、関係中央行政機関の長に対し、資料の提出若しくは意見又は技術的知識の提供を求めることができる。この場合において、関係中央行政機関の長は、特段の事情がない限り、当該求めに応じなければならない。

## 第六章 水文化の育成と国際協力

#### 第35条(水文化の育成)

(1) 国及び地方公共団体は、水循環、水管理等水に関する国民の理解を深め、水に関する知識を普及することにより、水文化を育成するため、学校教育及び社会教育の実施、普及、発展等必要な施策に努めるものとする。

(2) 国及び地方自治体は、国内外における水への関心を高めるため、「水の日」、「水の週間」若し

くはその趣旨にふさわしい関連事業を実施し、又は関係団体等の活動を支援することができる。

### 第 36 条(水管理に関する国際協力の推進)

国及び地方自治体は、効率的な水管理を行うため、外国、国際機関等との技術協力、情報交換、共同調査研究等を促進するための政策を策定し、実施しなければならない。

#### 第 36 条の 2(ユネスコ国際水の安全保障及び持続可能な管理センターの設立)

(1)ユネスコ国際水の安全保障及び持続可能な管理センター(以下「国際水の安全保障及び持続可能な管理センター」という。)は、大韓民国政府と国連教育科学文化機関(ユネスコ)との間の「ユネスコの支援による国際水の安全保障及び持続可能な管理センター(カテゴリー2)」の設立に関する協定の実施を促進し、世界の水安全保障及び持続可能な水資源の強化を図るため設立される。運営。

(2)国際水の安全保障と持続可能な水管理センターは、法人とする。

(3)国際水の安全保障と持続可能な水管理センターは、次に掲げる事業を行う。

1. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理に関する研究及び内容の開発に関する事業。
2. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理に関する研究・教育資料その他の出版物の作成及び普及に関する事業。
3. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理の強化のための教育及び研修の提供並びに能力の向上に関する事業。
4. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理の強化のための国内外の交流及び協力に関する事業。
5. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理の強化に必要なその他の事業。

(4)国際水の安全保障と持続可能な水管理センターには、定款で定めるところにより、役員及び必要な職員を置く。

(5)この法律に規定する場合を除き、民法の財団法人に関する規定は、国際水の安全保障と持続可能な水管理センターに準用する。

(6)国及び地方自治体は、予算の範囲内で、国際水安全保障及び持続可能な管理センターの運営及びその業務の遂行に対し補助金を支給することができる。

[本条は 2021 年 1 月 5 日追加]

### 第 37 条(南北水管理協力)

南北が共有する水は朝鮮人民の共通財産であることを認識し、国及び地方自治体は、南北の公共用水域の共同管理を含む水管理分野における相互交流及び協力の促進に努めなければならない。

### 第 38 条(水管理協定)

(1) 中央行政機関と地方自治体の間、又は水管理に正当な利益を有する地方自治体の間で、水の利用及び分配、水環境の保全及び管理、並びに干ばつ又は洪水による災害の防止を目的とする水管理協定を締結することができる。この場合において、水管理に関連する地域住民、事業者、団体等の組織は、水管理協定の対象とすることができる。

(2) 水管理協定の締結方法及び手続き第 1 項の規定による水管理協定の締結に関し、協定の内容、履行のための措置その他必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 39 条(調査、研究及び技術開発への支援)

国及び地方公共団体は、水に関する調査、研究及び技術開発を支援し、並びに水管理の専門家の育成を図るために必要な事業を実施することができる。

#### 第 40 条(民間参加の促進)

国及び地方公共団体は、水利用者、地域住民又は民間団体が自主的に推進する水環境保全活動及び健全な水循環の維持のための活動を促進し、及び支援するための措置を講じなければならない。

#### 第 41 条(水管理データの情報化)

(1) 国及び地方公共団体は、水管理に必要な各種データ及び情報が効率的に活用されるよう、水管理データの情報化の推進に努めなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、水管理データ及び情報を体系的に統合管理し、誰もが効率的に活用できるよう、透明性をもって提供しなければならない。

#### 第 42 条(事務の委任及び委託)

(1) 環境部長官又は流域水管理委員会の委員長は、必要があると認めるときは、第 27 条又は第 28 条に規定する事務の一部を大統領令で定める者に委任し、又は委託することができる。

(2) 中央行政機関の長又は地方自治体の長は、第 35 条から第 41 条までに規定する事務の一部を大統領令で定める者に委任し、又は委託することができる。

#### 第 43 条(団体の設立)

(1) 水に関する研究又は事業を行う者は、大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関の長の承認を得て、水に関する調査、研究、技術開発、教育、広報、水分野における国際協力等を実施し、又は推進するための団体を設立することができる。

(2) 第1項の規定により設立される団体は、法人とする。

(3) 第1項の規定により設立される団体の定款、運営及び監督その他必要な事項は、大統領令で定める。

(4) この法律に別段の定めがある場合を除き、第1項の規定により設立された団体については、民

法の社団法人に関する規定を準用する。

#### 第 44 条(財政支援)

国及び地方公共団体は、次に掲げる事業を行う者に対し、当該事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

1. 水文化の育成
2. 水管理に関する国際協力
3. 北朝鮮の水資源に関する調査、研究等
4. 水管理に関する調査、研究及び技術開発
5. 水管理専門家の育成
6. 水管理データの標準化及び情報化
7. 水管理に関する教育及び広報
8. 水関連技術の輸出

#### 第 45 条(罰則の適用に関するみなし公務員)

水管理委員会の委員で公務員でないものは、刑法その他の法律の罰則の適用については、公務員とみなす。

#### 附則<2018 年 2 月 12 日法律第 15653 号>

##### 第一条(施行期日)

この法律は、公布の日から 1 年を経過した日から施行する。

##### 第二条(国土計画及び流域計画の策定に関する適用)

- (1) 第 27 条第 1 項に規定する国土計画は、この法律の施行の日から 2 年以内に策定しなければならない。
- (2) 第 28 条第 1 項に規定する流域計画は、第 1 項の規定による国土計画の策定後 1 年以内に策定しなければならない。

※李在明(イ・ジェミョン)政権は、を 2025 年 10 月 1 日「政府組織法一部改正法」を施行し、旧産業通商資源部(現産業通商部)が担っていた電力需給や原発の運営などエネルギー政策を統括する機能を旧環境部に移行し、旧環境部を「気候エネルギー環境部」に改編した。

「政府組織法一部改正法」では、このほか次の組織改正を内容としている。

- ・旧産業通商資源部傘下にあった特許庁は、国務総理所属の知的財産処に改編
- ・企画財政部は、主に経済政策の総括・調整、税制、国庫(決算を含む)機能などを担う財政経済部と、財政政策や予算編成を担う企画予算処に分割(2026 年 1 月 2 日施行)
- ・検察庁を廃止し、行政安全部傘下の重大犯罪捜査庁と法務部傘下の公訴庁を新設(2026 年 10 月 1 日施行)



水管理基本法 (韓日対照訳)

<p><b>물관리기본법</b>          [시행 2026. 1. 2.] [법률 제 21065 호, 2025. 10. 1., 타법개정]          기후에너지환경부(물관리총괄과) 044-201-7627, 044-201-7623</p> <p><b>제 1 장 총칙</b></p> <p><b>제 1 조 (목적)</b>          이 법은 물관리의 기본이념과 물관리 정책의 기본방향을 제시하고 물관리에 필요한 기본적인 사항을 규정함으로써 물의 안정적인 확보, 물환경의 보전·관리, 가뭄·홍수 등으로 인하여 발생하는 재해의 예방 등을 통하여 지속가능한 물순환 체계를 구축하고 국민의 삶의 질 향상에 이바지함을 목적으로 한다.</p> <p><b>제 2 조 (기본이념)</b>          물은 지구의 물순환 체계를 통하여 얻어지는 공공의 자원으로 모든 사람과 동·식물 등의 생명체가 합리적으로 이용하여야 하고, 물을 관리할 때에는 그 효용은 최대한으로 높이되 잘못 쓰거나 함부로 쓰지 아니하며, 자연환경과 사회·경제 생활을 조화시키면서 지속적으로 이용하고 보전하여 그 가치를 미래로 이어가게 함을 기본이념으로 한다. &lt;개정 2020. 5. 26.&gt;</p> <p><b>제 3 조 (정의)</b>          이 법에서 사용하는 용어의 뜻은 다음과 같다.</p>	<p><b>水管理基本法(물관리기본법)</b>          (2018. 6. 12. 制定 法律第 15653 号 / 2019. 6. 13. 施行)</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 条(目的)</b>          この法律は、水管理の基本理念及び水管理政策の基本方向を示すとともに、水管理に関し必要な基本的事項を定めることにより、水の安定的な確保、水環境の保全及び管理、並びに干ばつ、洪水等による災害の防止を図り、もって持続可能な水循環システムを確立し、もって国民生活の質の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><b>第 2 条(基本理念)</b>          地球の水循環システムを通じて得られる公共資源である水を、すべての人、動物、植物その他の生物が合理的に利用し、水資源の誤用や乱用なく、水管理における水の効用を最大限に高め、自然環境と社会経済生活の調和を図りつつ、持続可能な形で水の利用と保全を図り、水の価値を将来にわたって維持することを基本理念とする。&lt;2020年5月26日改正&gt;</p> <p><b>第 3 条(定義)</b>          この法律において使用する用語の意味は、次のとおりとする。</p>
---	--

<p>1. “물순환”이란 강수(降水)가 지표수(地表水)와 지하수(地下水)로 되어 하천·호수·늪·바다 등으로 흐르거나 저장되었다가 증발하여 다시 강수로 되는 연속된 흐름을 말한다.</p> <p>2. “물관리”란 모든 사람과 생명체가 물을 자연환경의 구성요소 및 사회·경제활동의 필요요소이자 자원으로써 보전하고 경제적으로 이용하며, 가뭄·홍수로 인한 재해를 줄이거나 예방하는 일을 말한다.</p> <p>3. “수자원”이란 인간의 생활이나 경제활동 및 자연환경 유지 등을 하는 데 이용할 수 있는 자원으로써의 물을 말한다.</p> <p>4. “유역”이란 분수령(分水嶺)을 경계로 하여 하천 등이 모이는 일정한 구역을 말한다.</p>	<p>1. 「水循環」とは、降水が地表水及び地下水となって河川、湖沼、沼地、海域等に流入する水の継続的な循環、又は貯留された水が蒸発して再び降水となる過程をいう。</p> <p>2. 「水管理」とは、自然環境の構成要素として、また社会経済活動の不可欠な要素及び資源として、すべての人々及び生物が水を保全し、経済的に利用し、干ばつや洪水による災害を軽減し、又は防止するための活動をいう。</p> <p>3. 「水資源」とは、人間の生活、経済活動、自然環境等の維持のために利用可能な資源としての水をいう。</p> <p>4. 「流域」とは、河川等が合流し、流域を境とする特定の地域をいう。</p>
<p><b>제 4 조 (물 이용의 권리와 의무)</b></p> <p>① 누구든지 사용 목적에 적합한 수질의 물을 안정적으로 공급받아 이용할 수 있고, 가뭄·홍수 등의 재해로부터 안전하게 보호받으며 건강하고 쾌적한 물환경에서의 삶을 누릴 권리가 있다.</p> <p>② 누구든지 지속가능한 물순환 체계를 구축하기 위하여 노력하고 국가와 지방자치단체의 물관리 정책에 협조하여야 한다.</p>	<p><b>第 4 条 (水利用の権利と義務)</b></p> <p>(1) 何人も、安定的に供給され、その水質が利用目的に適合した水を使用する権利、干ばつ、洪水等の災害から安全に保護される権利、並びに健全で快適な水環境の中で生活を享受する権利を有する。</p> <p>(2) 何人も、持続可能な水循環システムの構築に努め、国及び地方公共団体の水管理に関する施策に協力しなければならない。</p>
<p><b>제 5 조 (국가와 지방자치단체의 책무)</b></p> <p>① 국가는 물관리의 기본이념에 따라 지속가능한 물관리 체계를 구축하고, 국민의 삶의 질을 향상시키는 데 필요한 종합적인 계획을 수립하여 시행할 책무가 있다.</p>	<p><b>第 5 条 (国家および地方自治体の責務)</b></p> <p>① 国家は、水管理の基本理念に従い、持続可能な水管理体系を構築し、国民の生活の質を向上させるために必要な総合的な計画を樹立して施行する責務を有する。</p>

<p>② 지방자치단체는 국가의 물관리 정책과 관할 구역의 지역적 특성에 맞는 물관리 계획을 수립하여 시행할 책무가 있다.</p> <p><b>제 6 조 (사업자의 책무)</b></p> <p>① 사업자는 기업활동의 전 과정에서 물을 적정하게 이용하고, 건강한 물환경과 정상적인 물순환에 부정적인 영향을 주지 않도록 노력하여야 한다.</p> <p>② 사업자는 국가 또는 지방자치단체가 추진하는 물관리 시책에 적극 참여하고 협력하여야 한다.</p> <p><b>제 7 조 (다른 법률과의 관계)</b></p> <p>① 물관리에 관하여 다른 법률을 제정하거나 개정하는 경우에는 이 법에 맞도록 하여야 한다.</p> <p>② 물관리에 관하여 다른 법률에 특별한 규정이 있는 경우를 제외하고는 이 법에서 정하는 바에 따른다.</p> <p><b>제 2 장 물관리의 기본원칙</b></p> <p><b>제 8 조 (물의 공공성)</b></p> <p>물은 공공의 이익을 침해하지 아니하고 국가의 물관리 정책에 지장을 주지 아니하며 물환경에 대한 영향을 최소화하는 범위에서 이용되어야 한다.</p> <p><b>제 9 조 (건강한 물순환)</b></p> <p>국가와 지방자치단체는 물이 순환과정에서 지구상의 생명을 유지하고, 국민생활 및 산업활동에 중요한 역할을 하고 있는 점을 고려하여 생태계의 유지와 인간의 활동을 위한 물의 기능이 정상적으로 유지될 수 있도록 하여야</p>	<p>② 地方自治体は、国家の水管理政策および管轄区域の地域的特性に適合する水管理計画を樹立して施行する責務を有する。</p> <p><b>第 6 条 (事業者の義務)</b></p> <p>(1) 事業者は、事業活動の全般にわたり、水を適切に使用し、健全な水環境及び正常な水循環に悪影響を及ぼさないように努めなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、国又は地方公共団体が実施する水管理政策に積極的に参加し、協力しなければならない。</p> <p><b>第 7 条 (他の法律との関係)</b></p> <p>(1) 水管理に関する他の法律は、この法律に準じて制定し、又は改正する。</p> <p>(2) 他の法律に別段の定めがある場合を除き、この法律は、水管理に適用する。</p> <p><b>第 2 章 水管理の基本原則</b></p> <p><b>第 8 条 (水の公共性)</b></p> <p>水は、公益を害さず、国の水管理政策に支障をきたさず、かつ、水環境への影響が最小限となる範囲内で利用されなければならない。</p> <p><b>第 9 条 (健全な水循環)</b></p> <p>国及び地方公共団体は、水が地球上の生命を支え、循環し、人々の生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、生態系及び人間の活動の維持のための水が正常な機能を継続的に発揮できるよう確保しなければならない。</p>
---	---

한다.

**제 10 조 (수생태환경의 보전)**

국가와 지방자치단체는 물관리를 위한 정책을 수립·시행하는 경우 생물서식공간으로서의 물의 기능과 가치를 고려하여 수생태계 건강성이 훼손되는 때에는 이를 개선·복원하는 등 지속가능한 수생태환경의 보전을 위하여 노력하여야 한다.

**제 11 조 (유역별 관리)**

물은 지속가능한 개발·이용과 보전을 도모하고 가뭄·홍수 등으로 인하여 발생하는 재해를 예방하기 위하여 유역단위로 관리되어야 함을 원칙으로 하되, 유역 간 물관리는 조화와 균형을 이루어야 한다.

**제 12 조 (통합 물관리)**

① 국가와 지방자치단체는 지표수와 지하수 등 물순환 과정에 있는 모든 형상의 물이 상호 균형을 이루도록 관리하여야 한다.

② 국가와 지방자치단체가 물과 관련된 정책을 수립·시행할 때에는 물순환과정의 전주기(全週期)를 고려하여야 한다.

③ 국가와 지방자치단체는 물관리를 할 때 수량확보, 수질보전, 가뭄 및 홍수 등으로 발생하는 재해방지, 기후·토지·자원·환경·식생 등과 같은 자연환경, 경제·사회 등에 미치는 영향 등을 종합적으로 고려하여야 한다.<개정 2020. 5. 26.>

**第 10 条 (水生態環境の保全)**

国及び地方公共団体は、水管理に関する施策の策定及び実施に当たっては、水が生命の生息地としての機能及び価値を有することに鑑み、水圏生態系の健全性が損なわれている場合には、水圏生態系の改善又は再生等の措置を講ずることにより、持続可能な水圏生態系の保全に努めなければならない。

**第 11 条 (流域管理)**

水は、その持続可能な開発、利用及び保全を促進し、干ばつ、洪水等による災害を防止するため、流域単位で管理されるものとする。ただし、流域間の水管理は、調和のとれた均衡のとれた方法で推進されるものとする。

**第 12 条 (統合水管理)**

(1) 国及び地方公共団体は、表流水、地下水など、水循環過程におけるあらゆる形態の水の均衡が保たれるよう、水の管理を行わなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、水に関する政策を策定し、及び実施するにあたり、水循環全体を考慮に入れなければならない。

(3) 国及び地方公共団体は、水を管理するにあたり、水量の確保、水質の保全、干ばつ、洪水等による災害の防止、気候、土地、資源、環境、植生等の自然環境への配慮を総合的に図らなければならない。及び経済社会等への影響<2020年5月26日改正>

<p><b>제 13 조 (협력과 연계 관리)</b></p> <p>국가와 지방자치단체는 물관리 정책을 시행함에 있어 유역 전체를 고려하여야 하며, 어느 한 지역의 물관리 여건 변화가 다른 지역의 물순환 건전성에 나쁜 영향을 미치지 않도록 하여 유역·지역 간 연대를 이루어야 한다.</p> <p><b>제 14 조 (물의 배분)</b></p> <p>국가와 지방자치단체는 물의 편익을 골고루 누릴 수 있도록 물을 합리적이고 공평하게 배분하여야 하며, 이 경우 동·식물 등 생태계의 건강성 확보를 위한 물의 배분도 함께 고려하여야 한다.</p> <p><b>제 15 조 (물수요관리 등)</b></p> <p>① 국가와 지방자치단체는 수자원의 개발·공급에 관한 계획을 수립하려는 경우에 용수를 절약하고 물손실을 감소시키기 위한 노력을 통하여 물수요를 적정하게 관리하여야 할 필요성을 그 계획을 수립하기 전에 고려하여야 한다.</p> <p>② 국가와 지방자치단체는 수자원 부족 또는 가뭄·홍수로 인한 재해에 대비하여 강수의 관리·이용 및 하수의 재이용, 찌물의 민물화 등 대체(代替) 수자원을 개발하고 재해예방을 위한 기술개발을 적극적으로 장려하여야 한다.</p> <p><b>제 16 조 (물 사용의 허가 등)</b></p> <p>물을 사용하려는 자는 관련 법률에 따라 허가 등을 받아야 한다.</p> <p><b>제 17 조 (비용부담)</b></p>	<p><b>第 13 条 (連携及び協調的な管理)</b></p> <p>国及び地方公共団体は、水管理に関する施策を実施するに当たっては、流域全体を視野に入れ、当該流域における水管理の状況の変化が他の地域の健全な水循環に悪影響を及ぼさないよう、流域間及び地域間の連携を促進するものとする。</p> <p><b>第 14 条 (水の配分)</b></p> <p>国及び地方公共団体は、国民が水の恩恵を享受できるよう、合理的かつ公平に水を配分しなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、動植物を含む健全な生態系の確保の観点からも、水の配分に配慮しなければならない。</p> <p><b>第 15 条 (水需要の管理)</b></p> <p>(1) 国及び地方公共団体は、水資源の開発及び供給に関する計画を策定するに当たっては、その策定に先立ち、節水及び漏水の削減に努めることにより、水需要を適切に管理する必要があることに留意しなければならない。</p> <p>(2) 国及び地方公共団体は、水資源の逼迫又は干ばつ若しくは洪水による災害に備えるため、降水の管理及び利用、下水の再利用、塩水の淡水化その他の措置により代替水資源の開発に努めるとともに、災害の防止のための技術開発を積極的に推進しなければならない。</p> <p><b>第 16 条 (水の使用の許可等)</b></p> <p>水を使用しようとする者は、関係法令の定めるところにより、許可等を受けなければならない。</p> <p><b>第 17 条 (費用負担)</b></p>
--	--

<p>① 물을 사용하는 자에 대하여는 그 물관리에 드는 비용의 전부 또는 일부를 부담시킴을 원칙으로 한다. 다만, 이 법 또는 다른 법률에서 정하는 특별한 사정이 있는 경우에는 그러하지 아니하다.</p> <p>② 물관리에 장애가 되는 원인을 제공한 자가 있는 경우에는 그 장애의 예방·복구 등 물관리에 드는 비용의 전부 또는 일부를 그 원인을 제공한 자에게 부담시킴을 원칙으로 한다.</p> <p>③ 제 1항과 제 2항에 따른 비용의 부담 및 관리 등에 관하여는 관계 법률에서 정하는 바에 의하고, 그 비용으로 받는 재원은 물관리를 위하여 사용한다.</p> <p><b>제 18조 (기후변화 대응)</b> 국가와 지방자치단체는 기후변화로 인한 물관리 취약성을 최소화하여야 하며, 물순환 회복 등을 통하여 적극적으로 기후변화에 대응할 수 있는 물관리 방안을 마련하여야 한다.</p> <p><b>제 19조 (물관리 정책 참여)</b> 물관리 정책 결정은 국가와 지방자치단체 관계 공무원, 물 이용자, 지역 주민, 관련 전문가 등 이해관계자의 폭넓은 참여 및 다양한 의견 수렴을 통하여 이루어져야 한다.</p> <p><b>제 3장 물관리위원회</b></p> <p><b>제 20조 (국가물관리위원회 및 유역물관리위원회의 설치 등)</b> ① 물관리에 관한 중요 사항을 심의·의결하기 위하여 대통령 소속으로</p>	<p>(1) 水使用者は、水の管理に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。ただし、この法律又は他の法律で特別の事情が定められている場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 水の管理に支障を及ぼす者は、支障の防止又は復旧等水の管理に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>(3) 第1項及び第2項に規定する費用の負担、管理等については、関係法令の規定を適用し、その費用に充てるために受領した資金は、水管理のために用いられる。</p> <p><b>第 18 条 (気候変動への対応)</b> 国及び地方公共団体は、気候変動による水管理上の脆弱性を最小限にとどめるとともに、水循環の回復等を通じて気候変動に積極的に対応するための水管理施策を整備しなければならない。</p> <p><b>第 19 条 (水管理政策への参加)</b> 水管理政策の決定は、国及び地方公共団体の職員、水利用者、地域住民、関係専門家等の利害関係者の幅広い参加及びこれらの利害関係者間の合意(※多様な意見収集)に基づいて行われなければならない。</p> <p><b>第 3 章 水管理委員会</b></p> <p><b>第 20 条 (国家水管理委員会及び流域水管理委員会の設置)</b> (1) 大統領の管轄の下に国家水管理委員会を設置し、その下に流域別の流域水管理委員</p>
---	--

<p>국가물관리위원회를 두고, 국가물관리위원회에 유역별로 유역물관리위원회를 둔다.</p> <p>② 유역물관리위원회의 명칭·위치 및 관할 구역은 대통령령으로 정한다.</p> <p><b>제 21 조 (국가물관리위원회의 구성 등)</b></p> <p>① 국가물관리위원회는 위원장 2 명을 포함한 30 명 이상 50 명 이내의 위원으로 구성한다.</p> <p>② 국가물관리위원회의 위원장은 국무총리와 제 3 항제 3 호가목 또는 나목에 해당하는 위원 중에서 대통령이 임명하는 사람으로 한다.</p> <p>③ 국가물관리위원회의 위원은 다음 각 호에 해당하는 사람으로 한다. 이 경우 공무원이 아닌 위원이 전체위원의 과반수가 되어야 한다. &lt;개정 2025. 10. 1.&gt;</p> <p>1. 재정경제부장관·행정안전부장관·농림 축산식품부장관·산업통상부장관·기후에 너지환경부장관·국토교통부장관·해양수 산부장관·국무조정실장, 각 유역물관리위원회 위원장 및 그 밖에 대통령령으로 정하는 공무원</p> <p>2. 「공공기관의 운영에 관한 법률」에 따른 공공기관으로서 대통령령으로 정하는 공공기관의 장</p> <p>3. 다음 각 목의 사람 중에서 대통령이 위촉하는 사람</p> <p>가. 대학이나 공인된 연구기관에서 물관리 분야의 부교수 이상 또는 이에 상당하는 직에 10 년 이상 재직한 사람</p> <p>나. 물 관련 단체나 기관에서 10 년 이상 종사한 사람</p>	<p>회를 설치し、水管理に関する重要事項を審議 し、決定する。</p> <p>(2) 流域水管理委員会の名称、所在地及び 管轄範囲は、大統領令で定める。</p> <p><b>第 21 条 (国家水管理委員会の構成)</b></p> <p>(1) 国家水管理委員会は、委員長 2 名を含む 30 名以上 50 名以下の委員で構成する。</p> <p>(2) 国家水管理委員会の委員長は、国務総 理及び(3)3 ア又はイに規定する者の中から 大統領が任命する。</p> <p>(3) 次に掲げる者は、国家水管理委員会の委 員となることができる。この場合において、委員 会の委員総数の過半数は、公務員以外の者 で構成する。〈改正 2025. 10. 1.〉</p> <p>1. 財政経済部長官・行政安全部長官・農林 畜産食品部長官・産業通商部長官・気候エネ ルギー環境部長官・国土交通部長官・海洋水 産部長官・国務調整室長、各流域水管理委員 会委員長及びその他大統領令で定める公務 員</p> <p>2. 公共機関の運営に関する法律に規定する 公共機関の長であって大統領令で定める者。</p> <p>3. 次の各号の者の中から大統領が委嘱する 者</p> <p>ア 大学又は認可を受けた研究機関におい て、水管理分野において准教授以上の職位 又はこれと同等の職位に 10 年以上在職した 者。</p> <p>イ 水に関連する団体又は機関に 10 年以上 勤務した者。</p>
--	---

<p>다. 법관, 검사 또는 변호사로 10년 이상 재직 한 사람</p> <p>라. 그 밖에 사회적 신망이 높고 물 관리 분야에 학식과 경험이 풍부한 사람</p> <p>④ 위원장 모두가 부득이한 사유로 직무를 수행할 수 없는 경우에는 국무총리인 위원장이 미리 정한 위원이 위원장의 직무를 대행한다.</p> <p>⑤ 이 법에서 정한 것 외에 국가물관리위원회의 구성 등에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p>	<p>ウ 裁判官、検察官又は弁護士として10年以上の在職歴を有する者</p> <p>エ その他、水管理分野に関し深い学識と経験を有し、社会的に尊敬されている者</p> <p>(4) 委員長が兩名ともやむを得ない事由により職務を遂行できない場合には、委員長である国務総理があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。</p> <p>(5) この法律に別段の定めがある場合を除き、国家水管理委員会の構成等に関し必要な事項は、大統領令で定める。</p>
<p><b>제 22 조(국가물관리위원회의 기능)</b></p> <p>국가물관리위원회는 다음 각 호의 사항을 심의·의결한다.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>제 27 조에 따른 국가물관리기본계획의 수립 및 변경</li> <li>제 29 조에 따른 유역물관리종합계획의 국가물관리기본계획과의 부합 여부</li> <li>수계별 유역 범위의 지정</li> <li>물의 적정배분을 위한 유역 간 물 이동</li> <li>관계 중앙행정기관이 제출한 물 관리 관련 계획의 국가물관리기본계획과의 부합 여부</li> <li>제 32 조에 따른 다음 각 목의 물 분쟁의 조정 <ul style="list-style-type: none"> <li>가. 중앙행정기관이나 광역지방자치단체를 당사자로 하는 물 분쟁</li> <li>나. 둘 이상의 유역에 걸친 물 분쟁</li> <li>다. 그 밖에 대통령령으로 정하는 물 분쟁</li> </ul> </li> <li>국가물관리기본계획의 이행상황 및 물 관리 전반에 대한 평가</li> <li>물관리와 관련하여 국가물관리위원회 위원장이 회의에 부치는 사항</li> </ol>	<p><b>第 22 条(国家水管理委員会の職務)</b></p> <p>国家水管理委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第27条の規定による国家水管理基本計画の策定及び改正</li> <li>第29条の規定による総合流域水管理計画が当該国家水管理基本計画に適合しているかどうかの判断</li> <li>水系別の流域範囲の指定</li> <li>適切な水配分のための流域間の水の移動。</li> <li>関係中央行政機関が提出した水管理関連計画が、関連する国土水管理基本計画に適合しているかどうか。</li> <li>第32条の規定に基づく、次に掲げる水紛争の調停： <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 中央行政機関又は都道府県が当事者となっている水紛争。</li> <li>イ 2以上の流域に係る水紛争。</li> <li>ウ 大統領令で定めるその他の水紛争。</li> </ul> </li> <li>国土水管理基本計画及び水管理全般に関する実施状況の評価。</li> <li>水管理に関し、委員長が国土水管理委員会に付託した事項。</li> </ol>

<p>9. 그 밖에 이 법 또는 다른 법률에 따라 국가물관리위원회가 심의·의결하는 사항</p> <p><b>제 23 조 (유역물관리위원회의 구성)</b></p> <p>① 유역물관리위원회는 위원장 2 명을 포함한 30 명 이상 50 명 이내의 위원으로 구성한다.</p> <p>② 유역물관리위원회의 위원장은 기후에너지환경부장관과 제 3 항 제 3 호 가 목 또는 나 목에 해당하는 위원 중에서 국가물관리위원회 위원장의 공동 추천으로 대통령이 임명하는 사람으로 한다.&lt;개정 2025. 10. 1.&gt;</p> <p>③ 유역물관리위원회의 위원은 다음 각 호에 해당하는 사람이 된다. 이 경우 공무원이 아닌 위원이 전체위원의 과반수가 되어야 한다.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>해당 유역 관계 시·도지사 및 물관리 업무의 경험이 있는 대통령령으로 정하는 공무원</li> <li>「공공기관의 운영에 관한 법률」에 따른 공공기관으로서 대통령령으로 정하는 기관의 장이 추천하는 임직원 각 1 명</li> <li>다음 각 목의 어느 하나에 해당하는 사람 중에서 해당 유역 관계 시·도지사가 추천하여 국가물관리위원회 위원장이 공동으로 위촉하는 사람       <ol style="list-style-type: none"> <li>대학이나 공인된 연구기관에서 물관리 분야의 부교수 이상 또는 이에 상당하는 직에 10 년 이상 재직한 사람</li> <li>물 관련 단체나 기관에서 10 년 이상 종사한 사람</li> <li>법관, 검사 또는 변호사로 10 년 이상 재직한 사람</li> </ol> </li> <li>그 밖에 해당 유역의 주민으로서</li> </ol>	<p>9. この法律又は他の法律に基づき国土水管理委員会が審議し決定するその他の事項。</p> <p><b>第 23 条 (流域水管理委員会の構成)</b></p> <p>(1) 流域水管理委員会は、委員長 2 名を含む 30 名以上 50 名以下の委員で構成する。</p> <p>(2) 流域水管理委員会の委員長は、環境部長官及び(3) 3 ア又はイに規定する者のうちから国家水管理委員会委員長の共同推薦により大統領が任命する者が務める。</p> <p>(3) 次に掲げる者は、流域水管理委員会の委員となることができる。この場合において、委員会の委員総数の過半数は、公務員以外の者で構成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該流域を管轄する市・道知事及び大統領令で定める公務員であつて水管理に関する経験を有する者。</li> <li>公共機関の管理に関する法律に規定する公共機関の長が推薦する役員又は職員のうち、大統領令で定める者 1 名。</li> <li>当該流域を管轄する市長・道知事の推薦に基づき、国家水管理委員会委員長が共同で委嘱する者で、次に掲げる者から構成される。       <ol style="list-style-type: none"> <li>大学又は認可された研究機関において、水管理分野における准教授以上の地位、又はこれと同等の地位に 10 年以上在籍した者。</li> <li>水関連団体又は機関に 10 年以上勤務した者。</li> <li>裁判官、検察官又は弁護士として 10 年以上勤務した者。</li> <li>当該流域の地域住民であり、水管理分野</li> </ol> </li> </ol>
--	--

<p>사회적 신망이 높고 물관리 분야에 경험이 풍부한 사람</p> <p>④ 위원장 모두가 부득이한 사유로 직무를 수행할 수 없는 경우에는 기후에너지환경부장관인 위원장이 미리 정한 위원이 위원장의 직무를 대행한다.&lt;개정 2025. 10. 1.&gt;</p> <p>⑤ 이 법에서 정한 것 외에 유역물관리위원회의 구성 등에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p> <p><b>제 24 조 (유역물관리위원회의 기능)</b></p> <p>유역물관리위원회는 다음 각 호의 사항을 심의·의결한다.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>제 28 조에 따른 유역물관리종합계획의 수립 및 변경</li> <li>제 30 조에 따라 지방자치단체의 장이 제출한 유역 내 물관리 관련 계획의 해당 유역계획과의 부합 여부</li> <li>물의 적정배분을 위한 유역 내 물 이동</li> <li>제 32 조에 따른 유역 내에서 발생한 물분쟁 조정(제 22 조제 6 호 각 목에 해당하는 사항은 제외한다)</li> <li>유역 내의 물관리와 관련하여 유역물관리위원회 위원장이 회의에 부치는 사항</li> <li>그 밖에 이 법 또는 다른 법률에 따라 유역물관리위원회가 심의·의결하는 사항</li> </ol> <p><b>제 25 조 (위원의 임기 등)</b></p> <p>① 국가물관리위원회와 유역물관리위원회(이하 “물관리위원회”라 한다)의 위원 중 제 21 조제 3 항제 3 호 및 제 23 조제 3 항제 3 호에 해당하는 위원의 임기는 3 년으로 하되, 한 차례에</p>	<p>において豊富な経験を有し、社会的に高い評価を受けている者。</p> <p>(4) 委員長が兩名ともやむを得ない理由により職務を遂行できない場合は、委員長である環境部長官があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。</p> <p>(5) この法律に別段の定めがある場合を除き、流域水管理委員会の構成等に関し必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p><b>第 24 条 (流域水管理委員会の職務)</b></p> <p>流域水管理委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第 28 条の規定による流域水管理総合計画の策定及び変更。</li> <li>第 30 条の規定により地方公共団体の長が提出した流域内水に関する計画が当該流域計画に適合しているかどうか。</li> <li>適切な水配分のための当該流域内における水の移動。</li> <li>第 32 条の規定による当該流域内における水利紛争の調停(第 22 条第 6 号に規定する事項を除く。)</li> <li>当該流域内の水管理に関し、委員長が流域水管理委員会に諮問した事項。</li> <li>この法律又は他の法律に基づき流域水管理委員会が審議し決定するその他の事項</li> </ol> <p><b>第 25 条 (委員の任期)</b></p> <p>(1) 国家水管理委員会及び各流域水管理委員会(以下「水管理委員会」という。)の委員のうち、第 21 条第 3 項第 3 号又は第 23 条第 3 項第 3 号に規定する委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は 1 回に限る。</p>
---	---

<p>한정하여 연임할 수 있다.</p> <p>② 물관리위원회에 간사 1 명을 두되, 제 21 조제 3 항제 3 호 및 제 23 조제 3 항제 3 호에 해당되는 위원 중에서 위원장이 협의하여 지명하는 사람으로 한다.</p> <p><b>제 26 조 (물관리위원회의 회의 등)</b></p> <p>① 물관리위원회의 위원장은 위원회의 회의를 소집하고 그 의장이 된다.</p> <p>② 위원회의 회의는 정기회의와 임시회의로 구분하며, 임시회의는 위원장이 필요하다고 인정하는 경우 또는 재적위원 4 분의 1 이상의 소집요구가 있을 경우에 위원장이 소집한다.</p> <p>③ 위원회의 회의는 위원 과반수의 출석으로 개의하고, 출석위원 과반수의 찬성으로 의결한다. 다만, 대통령령으로 정하는 경우에는 서면으로 심의·의결할 수 있다.</p> <p>④ 물관리위원회의 효율적인 운영을 위하여 분과위원회를 둘 수 있다.</p> <p>⑤ 국가물관리위원회에는 사무국을 둔다.</p> <p>⑥ 물관리위원회의 운영, 분과위원회의 구성과 운영, 사무국의 조직 등에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p> <p><b>제 4 장 국가물관리기본계획 등</b></p> <p><b>제 27 조 (국가물관리기본계획의 수립 등)</b></p> <p>① 기후에너지환경부장관은 10 년마다 관계 중앙행정기관의 장 및 유역물관리위원회의 위원장과 협의하고 국가물관리위원회의 심의를 거쳐 다음 각 호의 사항을 포함한 국가물관리기본계획(이하 “국가계획”이라</p>	<p>(2) 各水管理委員会には、書記 1 名を置く。書記は、第 21 条第 3 項第 3 号又は第 23 条第 3 項第 3 号に規定する者のうちから、委員長の協議により指名する。</p> <p><b>第 26 条 (水管理委員会の会議)</b></p> <p>(1) 各水管理委員会の委員長は、委員会の会議を招集し、議長を務める。</p> <p>(2) 各水管理委員会の会議は、定例会議と臨時会議に区分され、臨時会議は、委員長が必要と認めた場合、または現職委員の 4 分の 1 以上の要請があった場合に、委員長が招集する。</p> <p>(3) 各委員会の会議は、現職委員の過半数の出席をもって開会し、議決は出席委員の過半数の同意をもって行う。ただし、大統領令で定める場合には、委員会は書面をもって審議及び議決を行うことができる。</p> <p>(4) 委員会の効率的な運営のため、各水管理委員会に小委員会を設置することができる。</p> <p>(5) 国家水管理委員会に事務局を設置する。</p> <p>(6) 水管理委員会の運営、小委員会の構成及び運営、事務局の組織その他必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p><b>第四章 国土水管理基本計画</b></p> <p><b>第 27 条 (国土水管理基本計画の策定)</b></p> <p>(1) 環境部長官は、10 年ごとに、関係中央行政機関の長及び流域水管理委員会の委員長との協議並びに国土水管理委員会の審議を経て、次に掲げる事項を含む国土水管理基本計画(以下「国土計画」という。)を策定しなければならない。</p>
---	---

<p>한다)을 수립하여야 한다. &lt;개정 2025. 10. 1.&gt;</p> <p>1.&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 국가 물관리 정책의 기본목표 및 추진방향</li> <li>2. 국가 물관리 정책의 성과평가 및 물관리 여건의 변화 및 전망</li> <li>3. 물환경 보전 및 관리, 복원에 관한 사항</li> <li>4. 물의 공급·이용·배분과 수자원의 개발·보전 및 중장기 수급 전망</li> <li>5. 가뭄·홍수 등으로 인하여 발생하는 재해의 경감 및 예방에 관한 사항</li> <li>6. 기후변화에 따른 물관리 취약성 대응 방안</li> <li>7. 물분쟁 조정 및 수자원 사용의 합리적 비용 부담 원칙·기준</li> <li>8. 물관리 예산의 중·장기 투자 방향에 관한 사항</li> <li>9. 물산업의 육성과 경쟁력 강화</li> <li>10. 유역물관리종합계획의 기본 방침</li> <li>11. 그 밖에 지속가능한 물관리를 위하여 대통령령으로 정하는 사항</li> </ol> <p>② 기후에너지환경부장관은 국가계획을 수립한 날부터 5년마다 타당성을 검토하고 그 결과를 반영하여 국가계획을 변경하여야 한다. 이 경우 국가물관리위원회의 심의를 받아야 한다.&lt;개정 2025. 10. 1.&gt;</p> <p>③ 관계 중앙행정기관의 장은 국가계획에 맞추어 대통령령으로 정하는 물관리 관련 계획을 수립하거나 변경하여야 하며, 물관리 관련 계획을 수립하거나 변경하려는 때에는 국가계획과의 부합 여부에 관하여 국가물관리위원회의 심의를 받아야 한다. 다만,</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国土水管理政策の基本目標及び方向性の設定</li> <li>2. 国土水管理政策の実績並びに水管理状況の変化及び見通しの評価</li> <li>3. 水環境の保全、管理及び再生</li> <li>4. 水の供給、利用及び分配、水資源の開発及び保全並びに中長期的な需給見通しの提供</li> <li>5. 干ばつ、洪水等による災害の軽減及び予防</li> <li>6. 気候変動に対する水管理の脆弱性への対応策</li> <li>7. 水紛争の調停及び水資源の利用に関する合理的な費用負担の原則及び基準</li> <li>8. 水管理予算の中長期投資の方向性の設定</li> <li>9. 水産業の育成と競争力強化</li> <li>10. 総合流域水管理計画に関する基本方針</li> <li>11. その他、持続可能な水管理に関して大統領令で定める事項</li> </ol> <p>(2) 環境部長官は、国家計画の策定日から 5年ごとにその適切性について検討し、その結果に基づき計画を修正しなければならない。この場合において、環境部長官は、当該計画を国家水管理委員会に提出し、審議を求めなければならない。</p> <p>(3) 関係中央行政機関の長は、大統領令で定める水管理関連計画を当該国家計画に適合するよう策定し、又は変更しなければならない。関係中央行政機関の長は、水管理関連計画を策定し、又は変更しようとするときは、国家水管理委員会に提出し、当該計画が国家計画に適合しているかどうかの審議を受けな</p>
--	--

<p>국가물관리위원회는 관계 중앙행정기관의 장이 수립하는 물관리 관련 계획 중 유역에 해당하는 사항을 유역물관리위원회에서 심의하게 할 수 있다.</p> <p>④ 국가물관리위원회는 관계 중앙행정기관의 장이 제출한 물관리 관련 계획에 대하여 국가계획과의 부합 여부를 심의하여 필요한 경우 그 계획의 조정을 요구할 수 있다. 이 경우 관계 중앙행정기관의 장은 특별한 사유가 없으면 이에 따라야 한다.</p> <p>⑤ 제 1 항에 따른 국가계획의 수립절차 등은 대통령령으로 정한다.</p> <p><b>제 28 조 (유역물관리종합계획의 수립)</b></p> <p>① 유역물관리위원회 위원장은 제 27 조제 1 항에 따른 국가계획을 기초로 10 년마다 관계 중앙행정기관의 장 및 지방자치단체의 장과 협의하고 국가물관리위원회와 유역물관리위원회의 심의를 거쳐 다음 각 호에 관한 사항을 포함한 유역물관리종합계획(이하 “유역계획”이라 한다)을 수립하여야 한다.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 유역의 물관련 여건의 변화 및 전망</li> <li>2. 유역 수자원의 개발·보전·다변화와 물의 공급·이용·배분</li> <li>3. 유역의 가뭄·홍수 등으로 인하여 발생하는 재해의 경감 및 예방에 관한 사항</li> <li>4. 유역의 물환경 보전 및 관리, 복원에 관한 사항</li> <li>5. 기후변화에 따른 유역 물관리 취약성 대응 방안</li> <li>6. 유역 물관리 비용의 추계와 재원조달</li> </ol>	<p>ければならない。ただし、国家水管理委員会は、関係中央行政機関の長が策定した水管理関連計画のうち流域に関する事項については、関係流域水管理委員会に審議させることができる。</p> <p>(4) 国家水管理委員会は、関係中央行政機関の長が策定した水管理関連計画が当該国家計画に適合しているかどうかを審議し、必要があるときは、計画の調整を求めることができる。この場合において、当該調整の要求を受けた関係中央行政機関の長は、特別の事情がない限り、その要求に応じなければならない。</p> <p>(5) 第1項の規定による国家計画の策定手続き等は、大統領令で定める。</p> <p><b>第 28 条 (総合流域水管理計画の策定)</b></p> <p>(1) 流域水管理委員会の委員長は、第 27 条第 1 項の規定に基づいて策定された国の計画を踏まえ、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長との協議並びに国水管理委員会及び流域水管理委員会の審議を経て、10 年ごとに、次に掲げる事項を含む総合流域水管理計画(以下「流域計画」という。)を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 流域の水に関する状況の推移及び見通し</li> <li>2. 流域水資源の開発、保全及び多様化並びに水の供給、利用及び配水</li> <li>3. 流域における干ばつ、洪水等による災害の軽減及び予防</li> <li>4. 流域の水環境の保全、管理及び再生</li> <li>5. 気候変動に対する流域水管理の脆弱性への対応策</li> <li>6. 流域水管理にかかる費用の見積り及び資</li> </ol>
---	---

<p>방안</p> <p>7. 지역주민을 포함한 이해당사자의 참여 및 물문화 창달</p> <p>8. 그 밖에 유역의 지속가능한 물관리를 위하여 대통령령으로 정하는 사항</p> <p>② 유역물관리위원회 위원장은 유역계획을 수립한 날부터 5년마다 타당성을 검토하여 그 결과를 유역계획에 반영하여야 한다.</p> <p>③ 제 1항에 따른 유역계획의 수립절차 등은 대통령령으로 정한다.</p> <p><b>제 29조 (유역계획의 심의와 조정)</b></p> <p>① 국가물관리위원회는 유역물관리위원회 위원장이 제출한 유역계획에 대하여 국가계획과의 부합 여부를 심의하여 필요한 경우 그 계획의 조정을 요구할 수 있다.</p> <p>② 제 1항에 따라 유역계획의 조정을 요구받은 유역물관리위원회 위원장은 특별한 사유가 없으면 이를 반영하여야 한다.</p> <p><b>제 30조 (유역계획의 적용)</b></p> <p>① 지방자치단체의 장은 해당 유역계획에 맞추어 대통령령으로 정하는 물관리 관련 계획을 수립하거나 변경하여야 하며, 물관리 관련 계획을 수립하거나 변경하려는 때에는 유역계획과의 부합 여부에 관하여 유역물관리위원회의 심의를 받아야 한다.</p> <p>② 유역물관리위원회는 지방자치단체의 장이 제출한 물관리 관련 계획에 대하여 해당 유역계획과의 부합 여부를 심의하여 필요한 경우 그 계획의 조정을 요구할 수</p>	<p>金調達策</p> <p>7. 地域住民を含む利害関係者の参加並びに水耕栽培の推進</p> <p>8. その他、流域における持続可能な水管理のために大統領令で定める事項</p> <p>(2) 流域水管理委員会の委員長は、流域計画の策定日から5年ごとに、流域計画の妥当性について検討し、その結果を流域計画に反映させなければならない。</p> <p>(3) 第1項の規定による流域計画の策定手続き等は、大統領令で定める。</p> <p><b>第29条 (流域計画の審議及び調整)</b></p> <p>(1) 国立水管理委員会は、流域水管理委員会委員長から提出された流域計画が当該国立計画に適合しているかどうかを審議し、必要に応じ、当該流域水管理委員会に対し、流域計画の調整を求めることができる。</p> <p>(2) 流域水管理委員会委員長は、第1項の規定による流域計画の調整の要請を受けた場合、特段の事情がない限り、これに応じなければならない。</p> <p><b>第30条 (流域計画の適用)</b></p> <p>(1) 地方自治体の長は、当該流域計画に適合して、大統領令で定める水管理に関する計画を策定し、又は変更しなければならない。地方自治体の長は、水管理に関する計画を策定し、又は変更しようとするときは、当該計画が流域計画に適合しているかどうかについて、当該流域水管理委員会に審議を求めるため、当該計画を提出しなければならない。</p> <p>2 流域水管理委員会は、地方公共団体の長から提出された水管理に関する計画が当該流域計画に適合しているかどうかを審議し、必要があるときは、地方公共団体の長に対し、その</p>
---	---

있다. 이 경우 지방자치단체의 장은 특별한 사유가 없으면 이에 따라야 한다.

③ 유역물관리위원회는 제 27 조제 3 항 단서에 따라 관계 중앙행정기관의 장이 수립하는 물관리 관련 계획을 심의한 결과, 해당 유역계획에 부합하지 아니하다고 판단되는 경우에는 관계 중앙행정기관의 장에게 그 계획의 조정을 요구할 수 있다. 이 경우 관계 중앙행정기관의 장은 특별한 사유가 없으면 이에 따라야 한다.

#### 제 31 조 (공청회의 개최)

① 물관리위원회 위원장은 국가계획 또는 유역계획을 수립하거나 변경하려는 경우 미리 공청회를 열어 일반 국민 또는 해당 유역의 주민과 관계 전문가 등으로부터 의견을 들어야 하며, 공청회에서 제시된 의견이 타당하다고 인정되는 경우에는 이를 반영하여야 한다. 다만, 대통령령으로 정하는 경미한 사항을 변경하는 경우에는 공청회를 개최하지 아니할 수 있다.

② 제 1 항에 따른 공청회의 개최 등에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.

### 제 5 장 물분쟁의 조정 등

#### 제 32 조 (물분쟁의 조정)

① 수자원의 개발·이용 및 관리 등에 관하여 의견이 달라 다툼(이하 “물분쟁”이라 한다)이 생기면 다른 법률의 규정에도 불구하고 이해관계가 있는 자(이하 “당사자”라 한다)는

계획의 조정을 요구할 수 있다. 이 경우 관계 중앙행정기관의 장은 특별한 사유가 없으면 이에 따라야 한다.

3 流域水管理委員会は、第二十七条第三項ただし書の規定により関係中央行政機関の長が作成した水管理に関する計画について審議した結果、当該計画が当該流域計画に適合していないと認めるときは、関係中央行政機関の長に対し、その計画の調整を求めることができる。この場合において、その求めを受けた関係中央行政機関の長は、特別の事情がない限り、その求めに応じなければならない。

#### 第 31 条 (公聴会の開催)

(1) 水管理委員会委員長は、国土計画又は流域計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ公聴会を開催し、一般国民、地域住民、関係専門家等の意見を聴取し、公聴会において述べられた意見が相当であると認められるときは、これを国土計画又は流域計画に反映させなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、公聴会を省略することができる。

(2) 第 1 項の規定による公聴会等の開催に關し必要な事項は、大統領令で定める。

### 第 5 章 水紛争の調停

#### 第 32 条 (水紛争の調停)

(1) 水資源の開発、利用、管理等に関する意見の相違により紛争(以下「水紛争」という。)が生じた場合、利害関係人(以下「当事者」という。)は、他の法律の規定にかかわらず、大統領令で定めるところにより、関係水管理委員

<p>대통령령으로 정하는 바에 따라 물관리위원회에 물분쟁의 조정을 신청할 수 있다.&lt;개정 2020. 5. 26.&gt;</p> <p>② 당사자가 물분쟁 조정을 신청하는 경우 제 22 조제 6 호에 해당하는 사항은 국가물관리위원회에, 제 24 조제 4 호에 해당하는 사항은 유역물관리위원회에 하여야 한다.&lt;개정 2020. 5. 26.&gt;</p> <p>③ 물관리위원회는 대통령령으로 정하는 바에 따라 공익에 중대한 피해를 일으키는 물분쟁에 대하여는 당사자의 신청이 없는 경우에도 직권으로 조정절차를 시작할 수 있다.&lt;개정 2020. 5. 26.&gt;</p> <p>④ 물관리위원회는 제 1 항에 따라 조정신청을 받은 때에는 지체 없이 그 신청내용을 상대방에게 알려야 한다.</p> <p>⑤ 제 3 항에 따라 물관리위원회가 물분쟁을 조정하는 경우에는 그 취지를 미리 당사자에게 알려야 한다.</p> <p>⑥ 물관리위원회는 물분쟁의 성질상 물관리위원회에서 조정하는 것이 적합하지 아니하다고 인정되거나 부정한 목적으로 조정을 신청한 것으로 인정되는 때에는 조정을 하지 아니할 수 있다. 이 경우 조정을 하지 아니하는 사유 등을 당사자에게 알려야 한다.</p> <p>⑦ 물관리위원회는 제 1 항에 따라 물분쟁조정 신청을 받거나 제 3 항에 따라 직권으로 조정절차를 시작한 경우 당사자에게 그 내용을 제시하고 조정 전 합의를 권고할 수 있다.</p>	<p>会に対し、当該水紛争の調停を申請することができる。&lt;2020年5月26日改正&gt;</p> <p>(2) 当事者が水紛争の調停を申請する場合、当該紛争が第22条第6号に規定する事項に係るものであるときは国家水管理委員会に、第24条第4号に規定する事項に係るものであるときは関係流域水管理委員会に申請しなければならない。&lt;2020年5月26日改正&gt;</p> <p>(3) 当事者からの申請がない場合であっても、水紛争が公共の利益に重大な損害をもたらす場合には、大統領令で定めるところにより、水管理委員会は職権で調停手続きを開始することができる。&lt;※2020年5月26日改正&gt;</p> <p>(4) 関係水管理委員会は、第1項の規定による調停の申請を受理したときは、遅滞なく、相手方に対し当該申請の内容を通知しなければならない。</p> <p>(5) 第3項の規定により水紛争の調停を行う場合には、関係水管理委員会は、あらかじめ、当事者に対し、調停の趣旨を通知しなければならない。</p> <p>(6) 水管理委員会は、水紛争の性質上調停を行うことが相当でないと認めるとき、又は調停の申立てが不当な目的によるものであると認めるときは、当該水紛争の調停を行わないことができる。この場合においては、調停を行わない理由等を当事者に対し通知しなければならない。</p> <p>(7) 第1項の規定により水紛争の調停の申立てがあったとき、又は第3項の規定により職権で調停手続きを開始したときは、関係水管理委員会は、当事者に対し、水紛争の内容を示し、調停に先立ち、合意に至るよう勧告することができる。</p>
---	---

**제 33 조 (조정 의 처리)**

① 물관리위원회는 제 32 조 제 1 항에 따라 신청을 받은 날(제 32 조 제 5 항의 경우에는 당사자에게 알린 날을 말한다)부터 90 일 이내에 심사하여 조정안을 작성하고 지체 없이 당사자에게 이를 제시하여야 한다. 다만, 부득이한 사정이 있는 경우 해당 물관리위원회의 의결로 60 일의 범위에서 그 기간을 연장할 수 있으며 기간이 연장되었을 경우 그 사유를 당사자에게 알려야 한다.

② 물관리위원회는 당사자 중 어느 한쪽이 소송을 제기한 때에는 그 조정의 처리를 중지하고 이를 당사자에게 알려야 한다.

③ 제 1 항에 따라 조정안을 제시받은 당사자는 제시받은 날부터 30 일 이내에 그 수락 여부를 해당 물관리위원회에 통보하여야 한다. 이 경우 30 일 이내에 의사표시가 없는 때에는 수락한 것으로 본다.

④ 당사자가 조정안을 수락한 때에는 물관리위원회는 즉시 조정조서를 작성하고, 물관리위원회 위원장 및 각 당사자가 조정 조서에 서명 또는 기명날인하여야 한다. 다만, 제 3 항 후단에 따라 수락한 것으로 보는 경우에는 각 당사자의 서명 또는 기명날인을 생략할 수 있다.

⑤ 그 밖에 물분쟁의 조정방법, 조정절차, 조정업무의 처리 및 조정위원의 제척·기피·회피 등에 필요한 사항은

**第 33 条 (調停の処理)**

(1) 関係水管理委員会は、第三十二条第一項の規定による調停の申立ての受理後九十日(同条第五項の場合にあつては、当事者に対し調停の趣旨の通知を受けた日をいう。)以内に、水紛争事件について審議し、調停案を作成し、遅滞なく当事者に対し当該調停案を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、水管理委員会の議決により、その期間を六十日以内で延長することができるものとし、延長の理由がある場合には、その理由を当事者に対し通知しなければならない。

(2) 当事者のいずれかが訴訟を提起したときは、水管理委員会は、紛争調停を中断し、その旨を当事者に通知しなければならない。

(3) 第十一項の規定により調停案の通知を受けた当事者は、その受理後三十日以内に、当該調停案を受諾するか否かを関係水管理委員会に対し通知しなければならない。この場合において、当事者が 30 日以内にその意思を表示しないときは、当該調停案を受諾したものとみなす。

(4) 当事者が調停案を受諾したときは、水管理委員会は、直ちに調停報告書を作成し、水管理委員会委員長及び当事者は、調停報告書に記名又は署名押印しなければならない。ただし、第 3 項後段の規定により当事者が調停案を受諾したものとみなされる場合には、当事者は、当該報告書に記名又は署名押印することができない。

(5) 水紛争の調停の方法及び手続、調停事務の処理、調停委員の資格剥奪、異議申立て及び参加拒否その他必要な事項は、大統領

<p>대통령령으로 정한다.</p> <p><b>제 34 조 (자료의 요청 등)</b></p> <p>① 물관리위원회는 제 32 조제 1 항에 따라 조정 신청을 받거나 제 32 조제 3 항에 따라 직권으로 조정절차를 시작한 경우 해당 물분쟁의 조정을 위하여 필요한 자료를 당사자에게 요청할 수 있다. 이 경우 당사자는 정당한 사유가 없으면 요청에 따라야 한다.</p> <p>② 물관리위원회는 필요하다고 인정하면 당사자나 참고인을 위원회에 출석하도록 하여 의견을 들을 수 있다.</p> <p>③ 물관리위원회는 물분쟁의 조정을 위하여 필요하다고 인정하면 관계 행정기관의 장에게 자료 또는 의견의 제출, 기술적 지식의 제공 등 필요한 협조를 요청할 수 있다. 이 경우 관계 행정기관의 장은 정당한 사유가 없으면 협조 요청에 따라야 한다.</p> <p><b>제 6 장 물문화 육성 및 국제협력 등</b></p> <p><b>제 35 조 (물문화 육성 등)</b></p> <p>① 국가와 지방자치단체는 물순환 및 물관리 등 물에 관한 국민의 이해증진 및 지식 보급 등을 포함한 물문화의 육성을 위하여 학교 교육과 사회 교육의 추진, 보급 및 계발 등 필요한 조치를 강구하여야 한다.</p> <p>② 국가 및 지방자치단체는 물에 관한 국내 및 국외의 관심을 높이기 위하여 물의 날, 물 주간(週間) 및 그 취지에 어울리는 관련 사업을 실시하거나 단체</p>	<p>令で定める。</p> <p><b>第 34 条 (資料の提出要求)</b></p> <p>(1) 関係水管理委員会は、第三十二条第一項の規定による調停の申立てを受理したとき、又は同条第三項の規定による職権による調停手続の開始に当たっては、当事者に対し、水紛争の調停に必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、当事者は、特段の事情がない限り、当該求めに応じなければならない。</p> <p>(2) 関係水管理委員会は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人を委員会の会議に出席させ、その意見を聴取することができる。</p> <p>(3) 関係水管理委員会は、水紛争の調停を行うために必要があると認めるときは、関係中央行政機関の長に対し、資料の提出若しくは意見又は技術的知識の提供を求めることができる。この場合において、関係中央行政機関の長は、特段の事情がない限り、当該求めに応じなければならない。</p> <p><b>第六章 水文化の育成と国際協力</b></p> <p><b>第 35 条 (水文化の育成)</b></p> <p>(1) 国及び地方公共団体は、水循環、水管理等水に関する国民の理解を深め、水に関する知識を普及することにより、水文化を育成するため、学校教育及び社会教育の実施、普及、発展等必要な施策に努めるものとする。</p> <p>(2) 国及び地方自治体は、国内外における水への関心を高めるため、「水の日」、「水の週間」若しくはその趣旨にふさわしい関連事業を実施し、又は関係団体等の活動を支援するこ</p>
---	--

<p>등의 활동을 지원할 수 있다.</p> <p><b>제 36 조 (물관리 국제협력의 추진)</b></p> <p>국가와 지방자치단체는 효율적인 물관리를 위하여 외국 및 국제기구 등과 기술협력, 정보교환, 공동 조사·연구 등을 추진하기 위한 시책을 수립하고 시행하여야 한다.</p> <p><b>제 36 조의 2</b> (유네스코 물안보국제연구교육센터의 설립 등)</p> <p>① 국제연합교육과학문화기구(유네스코) 후원 물 안보 및 지속가능 수자원 관리 국제센터(카테고리 2) 설립에 관한 대한민국 정부와 유네스코 간의 협정」의 이행을 장려하고, 세계 물 안보 및 지속가능한 물 관리를 증진하기 위하여 유네스코 물안보국제연구교육센터(이하 “물안보국제연구교육센터”라 한다)를 설립한다.</p> <p>② 물안보국제연구교육센터는 법인으로 한다.</p> <p>③ 물안보국제연구교육센터는 다음 각 호의 사업을 수행한다.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 세계 물 안보 및 지속가능한 물 관리에 관한 연구 및 콘텐츠 개발 사업</li> <li>2. 세계 물 안보 및 지속가능한 물 관리에 관한 연구·교육 자료 및 그 밖의 출판물의 제작·보급 사업</li> <li>3. 세계 물 안보 및 지속가능한 물 관리 증진을 위한 교육·훈련 및 역량강화 사업</li> <li>4. 세계 물 안보 및 지속가능한 물 관리 증진을 위한 국내외 교류·협력 사업</li> </ol>	<p>とができる。</p> <p><b>第 36 条(水管理に関する国際協力の推進)</b></p> <p>国及び地方自治体は、効率的な水管理を行うため、外国、国際機関等との技術協力、情報交換、共同調査研究等を促進するための政策を策定し、実施しなければならない。</p> <p><b>第 36 条の 2</b> (ユネスコ国際水の安全保障及び持続可能な管理センターの設立)</p> <p>(1) ユネスコ国際水の安全保障及び持続可能な管理センター(以下「国際水の安全保障及び持続可能な管理センター」という。)は、大韓民国政府と国連教育科学文化機関(ユネスコ)との間の「ユネスコの支援による国際水の安全保障及び持続可能な管理センター(カテゴリー2)」の設立に関する協定の実施を促進し、世界の水安全保障及び持続可能な水資源の強化を図るため設立される。運営。</p> <p>(2) 国際水の安全保障と持続可能な水管理センターは、法人とする。</p> <p>(3) 国際水の安全保障と持続可能な水管理センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理に関する研究及び内容の開発に関する事業。</li> <li>2. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理に関する研究・教育資料その他の出版物の作成及び普及に関する事業。</li> <li>3. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理の強化のための教育及び研修の提供並びに能力の向上に関する事業。</li> <li>4. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理の強化のための国内外の交流及び協力に</li> </ol>
--	---

<p>5. 그 밖에 세계 물 안보 및 지속가능한 물 관리 증진을 위하여 필요한 사업</p> <p>④ 물안보국제연구교육센터는 정관으로 정하는 바에 따라 임원과 필요한 직원을 둔다.</p> <p>⑤ 물안보국제연구교육센터에 관하여 이 법에서 규정한 것 외에는 「민법」 중 재단법인에 관한 규정을 준용한다.</p> <p>⑥ 국가 및 지방자치단체는 예산의 범위에서 물안보국제연구교육센터의 운영 및 사업수행에 필요한 경비를 지원할 수 있다.</p> <p>[본조신설 2021. 1. 5.]</p> <p><b>제 37조(남북한 간 물관리 협력)</b></p> <p>국가와 지방자치단체는 남북한 간 공유하는 물이 민족 공동의 자산임을 인식하고, 남북한 공유 하천의 공동관리를 포함하는 물관리 부문의 상호 교류 및 협력을 증진하기 위하여 노력하여야 한다.</p> <p><b>제 38조(물관리 협정)</b></p> <p>① 물관리에 정당한 이해관계가 있는 중앙행정기관과 지방자치단체 간 또는 지방자치단체 상호 간에는 물의 이용·배분, 물환경의 보전·관리, 가뭄·홍수로 인한 재해의 예방을 목적으로 하는 물관리 협정을 체결할 수 있다. 이 경우 협정의 대상이 된 물관리 관련 지역주민단체, 사업자 및 단체 등을 물관리 협정의 체결대상에 포함시킬 수 있다.</p> <p>② 제 1 항에 따른 물관리 협정의 체결 방법·내용·절차 및 그 이행방안 등에</p>	<p>관하는事業。</p> <p>5. 世界の水の安全保障及び持続可能な水管理の強化に必要なその他の事業。</p> <p>(4) 国際水の安全保障と持続可能な水管理センターには、定款で定めるところにより、役員及び必要な職員を置く。</p> <p>(5) この法律に規定する場合を除き、民法の財団法人に関する規定は、国際水の安全保障と持続可能な水管理センターに準用する。</p> <p>(6) 国及び地方自治体は、予算の範囲内で、国際水安全保障及び持続可能な管理センターの運営及びその業務の遂行に対し補助金を支給することができる。</p> <p>[本条は 2021 年 1 月 5 日追加]</p> <p><b>第 37 条(南北水管理協力)</b></p> <p>南北が共有する水は朝鮮人民の共通財産であることを認識し、国及び地方自治体は、南北の公共用水域の共同管理を含む水管理分野における相互交流及び協力の促進に努めなければならない。</p> <p><b>第 38 条(水管理協定)</b></p> <p>(1) 中央行政機関と地方自治体の間、又は水管理に正当な利益を有する地方自治体の間で、水の利用及び分配、水環境の保全及び管理、並びに干ばつ又は洪水による災害の防止を目的とする水管理協定を締結することができる。この場合において、水管理に関連する地域住民、事業者、団体等の組織は、水管理協定の対象とすることができる。</p> <p>(2) 水管理協定の締結方法及び手続き第 1 項の規定による水管理協定の締結に関し、協定</p>
---	--

<p>필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p> <p><b>제 39 조 (조사연구와 기술개발에 관한 지원 등)</b> 국가와 지방자치단체는 물에 관한 조사·연구 및 기술개발의 지원과 물관리 전문인력의 양성을 위하여 필요한 사업을 할 수 있다.</p> <p><b>제 40 조 (민간참여의 활성화)</b> 국가와 지방자치단체는 물이용자와 지역 주민 또는 민간단체가 자발적으로 추진하는 물환경 보전활동과 건강한 물순환 유지를 위한 활동을 활성화하고 지원하기 위하여 필요한 조치를 강구하여야 한다.</p> <p><b>제 41 조 (물관리 자료의 정보화 등)</b> ① 국가와 지방자치단체는 물관리에 필요한 각종 자료와 정보를 효율적으로 활용하도록 물관리 자료의 정보화를 위하여 노력하여야 한다. ② 국가와 지방자치단체는 물관리 자료와 정보를 체계적으로 통합·관리하여 누구나 효율적으로 활용할 수 있도록 투명하게 제공하여야 한다.</p> <p><b>제 42 조 (업무의 위임·위탁)</b> ① 기후에너지환경부장관 또는 유역물관리위원회 위원장은 필요하다고 인정하면 제 27 조 및 제 28 조에 따른 해당 업무의 일부를 대통령령으로 정하는 자에게 위임하거나 위탁할 수 있다. &lt;개정 2025. 10. 1.&gt; ② 중앙행정기관의 장과 지방자치단체의</p>	<p>의 내용,履行のための措置その他必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p><b>第 39 条 (調査、研究及び技術開発への支援)</b> 国及び地方公共団体は、水に関する調査、研究及び技術開発を支援し、並びに水管理の専門家の育成を図るために必要な事業を実施することができる。</p> <p><b>第 40 条 (民間参加の促進)</b> 国及び地方公共団体は、水利用者、地域住民又は民間団体が自主的に推進する水環境保全活動及び健全な水循環の維持のための活動を促進し、及び支援するための措置を講じなければならない。</p> <p><b>第 41 条 (水管理データの情報化)</b> (1) 国及び地方公共団体は、水管理に必要な各種データ及び情報が効率的に活用されるよう、水管理データの情報化の推進に努めなければならない。 (2) 国及び地方公共団体は、水管理データ及び情報を体系的に統合管理し、誰もが効率的に活用できるよう、透明性をもって提供しなければならない。</p> <p><b>第 42 条 (事務の委任及び委託)</b> (1) 環境部長官又は流域水管理委員会の委員長は、必要があると認めるときは、第 27 条又は第 28 条に規定する事務の一部を大統領令で定める者に委任し、又は委託することができる。 (2) 中央行政機関の長又は地方自治体の長</p>
--	---

<p>장은 제 35 조부터 제 41 조까지의 업무 중 일부를 대통령령으로 정하는 자에게 위임하거나 위탁할 수 있다.</p> <p><b>제 43 조 (단체의 설립)</b></p> <p>① 대통령령으로 정하는 바에 따라 물과 관련한 연구 및 업무에 종사하는 자는 물에 관한 조사연구·기술개발·교육·홍보, 물 분야의 국제적인 협력 등을 위하여 관계 중앙행정기관의 장의 인가를 받아 단체를 설립할 수 있다.</p> <p>② 제 1항에 따른 단체는 법인으로 한다.</p> <p>③ 제 1항에 따른 단체의 정관·운영·감독 등에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p> <p>④ 제 1항에 따른 단체에 관하여 이 법에 규정된 것을 제외하고는 「민법」 중 사단법인에 관한 규정을 준용한다.</p> <p><b>제 44 조 (재정지원)</b></p> <p>국가와 지방자치단체는 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 업무를 수행하는 자에 대하여 해당 사업에 드는 비용의 전부 또는 일부를 보조할 수 있다.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 물문화 육성</li> <li>2. 물관리 국제협력</li> <li>3. 북한의 수자원 조사·연구 등</li> <li>4. 물관리에 관한 조사·연구와 기술개발</li> <li>5. 물관리 전문인력의 양성</li> <li>6. 물관리 자료의 표준화·정보화</li> <li>7. 물관리에 관한 교육·홍보</li> <li>8. 물과 관련한 기술의 수출</li> </ol>	<p>は、第 35 条から第 41 条までに規定する事務の一部を大統領令で定める者に委任し、又は委託することができる。</p> <p><b>第 43 条(団体の設立)</b></p> <p>(1) 水に関する研究又は事業を行う者は、大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関の長の承認を得て、水に関する調査、研究、技術開発、教育、広報、水分野における国際協力等を実施し、又は推進するための団体を設立することができる。</p> <p>(2) 第1項の規定により設立される団体は、法人とする。</p> <p>(3) 第1項の規定により設立される団体の定款、運営及び監督その他必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p>(4) この法律に別段の定めがある場合を除き、第1項の規定により設立された団体については、民法の社団法人に関する規定を準用する。</p> <p><b>第 44 条(財政支援)</b></p> <p>国及び地方公共団体は、次に掲げる事業を行う者に対し、当該事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水文化の育成</li> <li>2. 水管理に関する国際協力</li> <li>3. 北朝鮮の水資源に関する調査、研究等</li> <li>4. 水管理に関する調査、研究及び技術開発</li> <li>5. 水管理専門家の育成</li> <li>6. 水管理データの標準化及び情報化</li> <li>7. 水管理に関する教育及び広報</li> <li>8. 水関連技術の輸出</li> </ol>
---	--

<p><b>제 45 조 (벌칙 적용에서 공무원 의제)</b>  물관리위원회의 위원 중 공무원이 아닌 위원은 「형법」이나 그 밖의 법률에 따른 벌칙을 적용할 때에는 공무원으로 본다.</p> <p><b>부칙</b>  &lt;제 21065 호, 2025. 10. 1.&gt;(정부조직법)</p>	<p><b>第 45 条 (罰則の適用に関するみなし公務員)</b>  水管理委員会の委員で公務員でないものは、刑法その他の法律の罰則の適用については、公務員とみなす。</p> <p><b>附則</b>  &lt;第 21065 号、2025。 10. 1.&gt;(政府組織法)</p>
---	--

※李在明(イ・ジェミョン)政権は、を 2025 年 10 月 1 日「政府組織法一部改正法」を施行し、旧産業通商資源部(現産業通商部)が担っていた電力需給や原発の運営などエネルギー政策を統括する機能を旧環境部に移行し、旧環境部を「気候エネルギー環境部」に改編した。

「政府組織法一部改正法」では、このほか次の組織改正を内容としている。

- 旧産業通商資源部傘下にあった特許庁は、国務総理所属の知的財産処に改編
- 企画財政部は、主に経済政策の総括・調整、税制、国庫(決算を含む)機能などを担う財政経済部と、財政政策や予算編成を担う企画予算処に分割(2026 年 1 月 2 日施行)
- 検察庁を廃止し、行政安全部傘下の重大犯罪捜査庁と法務部傘下の公訴庁を新設(2026 年 10 月 1 日施行)

